

平成 21 年度第 2 回北海道入札監視委員会 開催結果

(委員会次第)

- 1 開会
- 2 報告事項
 - (1) 平成 21 年度入札契約執行状況 (平成 21 年 6 月末)
 - (2) 談合情報への対応状況
 - (3) その他報告事項
- 3 議事
 - 平成 21 年度北海道入札監視委員会現地調査結果
- 4 閉会

平成21年度 第2回北海道入札監視委員会 出席者名簿

委員長	白石 悟
委員	赤 淵 由紀彦
委員	柴 口 幹 男
委員	肥 前 洋 一
委員	吉 岡 征 雄

委員は、五十音順

関係各部署出席者

所属	職	氏名
農政部農村振興局事業調整課	事業調整課長	市 川 隆 司
"	主 幹	月 田 晃 行
"	主 査	渡 部 範 彦
水産林務部総務課	主 幹	津 坂 透
"	主 査	千 葉 和 夫
建設部建設管理局建設情報課	建設情報課長	櫻 井 芳 典
"	参 事	橋 田 欣 一
"	主 幹	山 田 宏 治
"	主 幹	吉 野 敏 美
"	主 査	平 館 孝 浩
"	主 査	盛 永 昌 代
建設部建築局計画管理課	主 幹	喜 多 睦 夫
"	主 査	中 村 廣 行
出納局総務課	主 査	千 嶋 磨
"	主 任	向 井 孝

事務局

所属	職	氏名
総務部行政改革局行政改革課	課 長	辺 見 広 幸
"	主 幹	大 川 祐 規 夫
"	主 査	斉 藤 英 毅

平成21年度第2回北海道入札監視委員会議事録

1 開会

(事務局)

予定の時間を過ぎておりますので、ただいまから、平成21年度第2回北海道入札監視委員会を開催いたします。

これからの議事の進行につきましては、白石委員長にお願いしたいと思います。
よろしく申し上げます。

2 報告事項

(1) 平成21年度入札契約執行状況(平成21年6月末)

(委員長)

それでは、平成21年度第2回北海道入札監視委員会を始めたいと思います。

最初に報告事項の1番目、「入札契約執行状況」について、事務局の方より説明をお願いします。

(事務局)

資料1の「平成21年度入札契約執行状況」に基づき、本年度第1四半期の入札契約の状況について、報告させていただきます。

1ページ目、1点目の項目、発注3部の工事における一般競争の実施状況について、平成20年度年間79.6%の実施率が、第1四半期末現在90.6%となり、11ポイント上昇しております。

2点目の項目は、発注部門別落札率です。

工事部門については、発注3部分について、平成20年度年間分とほぼ横ばいの状況、その他部門を加えた全体計では、平成20年度年間分に比べ若干上昇傾向、次のページの委託部門については、発注3部及び全体計ともに下降傾向となっております。

次に3点目の項目 入札方式別落札率の状況です。

比較対象が、一般競争と指名競争であることから、総合評価についても今回から記載することとしました。指名競争のほうが一般競争に比べ落札率が高い状況となっております。

3ページ目は、発注3部における部門別入札・契約実績、4ページ、5ページは、発注機関ごとの工事及び委託の入札契約実績です。

平成21年度第1四半期は、随意契約も含め工事：1,001件、委託：2,299件を発注したところです。

(委員長)

入札契約執行状況についてご説明をいただきました。

今、説明をいただきました資料の内容について、ご質問等、ございませんでしょうか。

(委員)

資料2ページで、入札方式別落札率の昨年度と今年度の比較表ということで、今回、総合評価を別枠で示されているところですが、平成20年度に比べて21年度の総合評価の落札率が約2ポイント上昇している傾向について、どのようにお考えなのか。

(建設部)

一般競争入札を含めての工事の入札の関係の落札率についてのご質問ですけれども、落札率については、ここ数年の傾向を調べまして、各月別についても確認いたしました。

そこで申し上げますと、若干の変動はございますけれども、落札率については、入札に参加した企業が、それぞれの雇用や経営状況、あるいは手持ちの機械や資材の保有状況を勘案し、見積もりを行い、入札を行った結果であると考えている。

昨年度、今年度において、総合評価方式において1.9ポイントの開きがあるということについては、その結果であると捉えているところであります。

(委員)

今の落札率の点で、最低制限価格が引き上げられたのは、いつだったのでしょうか。それが、このデータに含まれているのでしょうか。

(事務局)

本年度第1回目の引き上げ、国に準拠した改正でございますが、それは、4月30日以降の入札から適用しております。

また、北海道独自の取り組みについては、7月16日以降の入札分から適用しております。ですから、7月適用分については、今回のデータに含まれてはおりません。

(委員)

北海道は、遅めに始めたのですか。

(事務局)

2段階で改正したものです。

(建設部)

申し上げますと、国の今回の改正は、4月1日以降公告を行う工事から適用することでしたけれども、北海道は、できるだけ効果を早く発現させるために4月30日以降の入札分からということで実施したところです。

第2回目は、7月16日から道独自に引き上げをいたしました。これについては、即日の入札からということでございます。

具体的に申し上げますと、国の工事で実効が上がってくるのが、5月以降入札の工事から新しい最低制限価格が適用となる。道は、4月下旬からということで、若干、効果の発現は早くなっております。

(委員)

次回、データを取りまとめる時に可能でしたら、引き上げる前と引き上げた以降とを分けて出していただけますか。混ざるよりは分けた方が、たとえ、落札率が上がったとしても、効果があると考慮できますので、そういった方向でまとめていただければと思います。

(事務局)

承知いたしました。

(委員長)

ただ今、委員から要請のあった方法で、次回のデータ提示をお願いしたいと思います。

(2) 談合情報への対応状況

(委員長)

報告事項の2番目「談合情報への対応状況」について、説明願います。

(事務局)

資料1の「談合情報対応状況」に基づき、前回の委員会以降に事務処理を了した案件について、報告をさせていただきます。

表紙をめくっていただいて、表に記載とおり、建築局及び室蘭土木現業所所管の3件の発注案件に対し、4件の情報があつたものです。

今回報告の3件は、全てが情報と落札対象者が一致したものとなっている。

1及び2番の案件は、入札前に情報があり、事情聴取を行ったが談合の事実が確認できなかったため、1番については、建設部公正入札調査委員会において、地域・格付要件の緩和が困難であると判断し、当初入札を続行し執行したものの。

2番は、当初入札を中止し、地域要件を緩和(当初の地域:日高、胆振、石狩、後志、渡島支庁の5支庁に空知、上川支庁を追加。)し再度、制限付一般競争を実施したものの。

1番及び2番については、落札対象者と情報のあつた者が一致したことから、工事費内訳書を徴収し、再度の事情聴取を行ったが、談合の事実が確認できなかったため、契約を締結。

3及び4番は、入札執行後に2系統(直接封書及び新聞社)から情報があつたものの。

この件は、情報後に事情聴取を行ったが、談合の事実が確認できなかったため、契約を締結したものです。

(委員長)

この件に関しまして、質問等をお願いしたいと思います。資料としましては、委員の方には、別添資料4も配布されておりますので、これを含めて質問をお願いします。

(委員)

2番について、当初のはがきの記載の中で、「管内の業者だけの入札の場合は、落札率が極端に高くなっている。」という記載があるが、これは実態に合っているのですか。こういう事実はないのか。

(建設部)

大変申し訳ありませんが、今、データを持ち合わせておりませんので、のちほど、回答させていただきます。

(委員長)

ただ今ご質問の件につきましては、後日確認のうえ、データを提示していただければと思います。

(委員)

事情聴取書を見ますと、質問事項が全部同じですが、これ以外に質問はしていますか。

というのは、事情聴取の時間が1社あたり4分とか5分、極端に短いのですが、これで、十分な事情聴取ができているのかなという疑問があるのですが、いかがでしょうか。

(建設部)

基本的には、マニュアルに沿って聴取をしておりますけれども、例えば積算においても、積算の技術を知るために、歩掛単価にない見積の部分をどのようにして積算しているかといった質問を話題に加えながら、自らが積算しているのかそうでないのかといった点を確認している。当該案件については、おそらく定型的内容の工事であったので、マニュアルに沿って聞き取りを行った結果、時間的には4～5分で終わったものと考えられる。

(委員)

4～5分のところは、他の質問はしていないと考えてよろしいのですか。

(建設部)

これ以外の違う話はしていないと思います。

(委員)

そうですか。そうしますといかにも形式的な質問のような気がしますけれども。

どのようなものなのでしょう。

(建設部)

私どもが特に留意する点は、入札額の積算の関係と入札額の決定行為について、特に注視をして重点的に聞き取りを行っておりますけれども、内容的にマニュアルに沿ってそれ

しかと言われれば、確かにそのとおりなのかもしれません。

(委員)

私は、調査の経験もしておりますけれども、確たる根拠がなければ、あまり突っ込んだ質問はしにくいというのが一方であると思います。逆に言えば、我々素人がこういう質問をした方が良いというアイデアを提供してあげたほうが、職員の方は助かるのかなと思います。この質問以外にどういう質問をした方が良いのかという知恵がなかなか出てこない。逆に皆に同じ質問をしなくても、もっと省いても良いものもあるでしょうし、肉付けするとすればどのような肉付けをしたら良いのかは、別な視点で考える必要があるでしょう。現時点では、この程度で仕方がないのかと思います。

(委員)

時間は、どのようなものでしょうか。

(委員)

これだけあれば、よろしいのではないのでしょうか。追求する根拠があれば、もう少し時間をかけてやるのでしょうか。この程度では、根拠がないからと思います。

(委員)

事情聴取をする際に、何時から何時までの間に来なさいという呼び出しの仕方をしていくのでしょうか。というのは、本件は、電子入札ということですので、電子入札の長所として、他の入札者が誰であるか特定できないという特長を持っている入札の方法ですから。

このように入札前の短時間で確認をしなければならないという状況の中で、一度に割と集中した時間でヒアリングをするというのは、やり方としてはいたしかたないところもあるかと思うのですが、どうも時間を見ると一斉、ほぼ順番にヒアリングを行っているように思える。このような形をとるとというのは、電子入札をするという趣旨と反する事情聴取のやり方ではないかという感想を持ったものですから。その点はいかがでしょう。

(建設部)

基本的には、談合情報が寄せられてから開札までそれほど期間がございません。ですから、どうしても日時は集中することとなりますが、できる限り聴取対象者を呼ぶ際には、30分程度時間を開けて時間を指定して来ていただくことには努めております。

ただ、先程ご指摘があったとおり、10分程度で聴取が終わるものですから、次の聴取対象者が来ていれば、呼び込みをして事情聴取を行っている。

できるだけ、時間を30分なり1時間なり区切って、事情聴取をするようには努めたいと考えております。

(委員)

たまたまかもしれませんが、室蘭土現の関係で2番から4番と談合情報がありますが、

去年はどうでしたか。情報がありましたか。

(建設部)

室蘭土現の関係はなかったと記憶しております。

(委員)

3番4番の案件ですけれども、入札に参加した業者数が3者のみという状況となっており、いろいろな条件をつけていきますとこれくらいの数にならざるを得なかったのかもしれませんが、入札参加者数が少ないといったことが、ある程度、情報を特定しやすい環境にありますので、この点の改善の余地がないのかお伺いします。

(建設部)

応札者数の関係で申し上げますと、20者以上という数を考慮して地域要件であるとか、同等の技術要件であるとかを決めて公募しているところですが、募集の結果として3者にとどまる工事もあります。ただ、参加する業者の方も、自分の手持ち工事であるとか、工事の施工時期であるとかを考慮しながら参加している状況にありますので、具体的な改善策は、この場では申し上げることはできません。あくまでも参加の結果だと申し上げるしかございません。

(委員)

一般的になのですが、談合情報が入った工事等は他よりも落札率が高いとか、逆に疑われたので警戒して低くなるとか、他と結果的に違いが出ている状況にはあるのでしょうか。

それとも、それ以外の点で入札・工事に関して不都合な点があったということはないのでしょうか。

(建設部)

談合情報によって、極端に価格がということについては、確認はされておられません。もし、そのような状況があるとすれば、私どもは重点的に調査をすることになりますし、結果としてそのようなことはありません。

(委員)

1番の案件ですが、1回目入札と2回目入札の関係を知りたいのと、2回目で4社が辞退していることの状況はどのようなことなのでしょうか。

(建設部)

この事案につきましては、1回目を電子入札により行いまして、全社予定価格に達していなかったため、時間を空けて2回目の入札を行ったところ、4社から価格が折り合わないということだと思いますが、辞退したいという通知が入ってきたものであります。

(委員長)

他にございませんでしょうか。今の件に関しましては、事情聴取が画一的であるとか、

少し時間の調整を考えていただきたい、といったことを今後の課題としたいと思っておりますので、担当部局におかれましては、こういった案件に対する対応について、今後、検討を加えていただければと思います。

(3) その他報告事項

(委員長)

次に報告事項の最後「その他報告事項」に移ります。

前回の第1回委員会において、出納局から一般競争入札に係る事務処理の統一化等の方向性について報告を受けたところですが、その後、事務処理通達を決定・施行していることから、その内容について、ご説明をお願いしたいと思います。

(出納局)

出納局では、前回の委員会におきましてご報告させていただいた内容につきまして、入札手続の透明化の一環として、意志決定過程の明確化及び事務処理手続の統一化を図ることを目的といたしまして、平成21年7月21日付けをもちまして「一般競争入札の実施に係る事務処理について」の通知を全庁あてに通知したところです。内容については、お手元の資料のとおり、一般的に定められている要件以外の要件を付す場合において、その理由を決定書に添付するという手続きに統一したということです。

(委員長)

ただ今のご説明につきまして、質問等ございませんでしょうか。

(委員)

様式が添付されていますが、これ位の理由の欄で主要な内容が記載できるものなののでしょうか。長く書かなければいけないとなると事務処理が大変になりますが、ただ、短く一言で記載されても、抽象的で理由がわからないということになるかもしれないので、どれくらいが程良いのか難しいところなのですけれども。

(出納局)

様式における欄のスペースについてですけれども、分量につきましては、この程度でよいということではありません。項目として整えていく中におきまして、この大きさになったということですので、必要に応じ欄を広げる又は、別紙整理ということも可能です。

(委員)

この様式を添付する取扱いというのは、7月21日に通知が各関係部局に発信されているということですが、即日、実施されているということですか。

(出納局)

はい。そうです。

3 議 事

平成 2 1 年度北海道入札監視委員会現地調査結果について

(委員長)

次に、議事に移りたいと思いますが、議事については、現地調査の結果についてでございます。

今回の調査にあたりましては、現地で対応いただきました関係機関の皆様方に、この場を借りてお礼申し上げます。

また、各委員におかれましては、ご多忙のところ現地調査にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、「平成 2 1 年度北海道入札監視委員会現地調査結果」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料 1 の「平成 2 1 年度北海道入札監視委員会現地調査結果」に基づき、報告をさせていただきます。

本年度は、表紙に記載のとおり、8 月 2 4 日に上川支庁林務課、調整課及び旭川土木現業所、翌 2 5 日に後志支庁小樽土木現業所、9 月 1 日に後志支庁水産課、林務課、農村振興課の調査を実施したところです。

1 ページ目になりますが、今回調査を行った機関の工事における落札率の推移を表及びグラフにしたものです。2 ページ目は、当該数値に対する補足説明となっております。

発注 3 部の平均落札率が年々下降しているのに対し、旭川土木現業所及び上川支庁の平均落札率は、上昇傾向にある。こういった傾向を踏まえて、現地調査を行ったところです。

3 ページになりますが、こちらは、今回現地調査を行った契約案件名です。小樽土木現業所においては、技術的難易度の高い工事案件を確認する観点から、赤井川村の冷水トンネルの施工現場を確認させていただいております。

4 ページ目から、現地調査における指摘事項を記載しております。

1 点目は、「特定建設工事共同企業体の活用について」です。

特定 JV の活用にあたって、「建設工事共同企業体運用基準」で規定された基準を満たさない(基準未満の)要件設定により、発注されていた案件が以下のとおり 4 件あったものです。当該運用基準は抜粋し、二重四角で囲っております。基準の 2 の(5)において、特定企業体構成員の要件を定めております。

原則的には、すべての構成員に要件を満たすことを求めておりますが、クの要件、同種・同規模の実績要件であります。これについては、3 社 JV に限り 2 社以上が満たすことと一部要件緩和しているものであります。

この要件について、基準を下回る設定をした案件があったということで指摘をしております。

次に5ページを開いていただきまして、指摘事項の2点目です。

「予定価格が1千万円以上の工事に係る指名競争入札について」指摘をさせていただきました。ご存じのとおり、平成20年4月以降発注の予定価格が1千万円以上の工事においては、原則一般競争により発注することとされており、その特例として、上段の方に記載しております4点が規定されているところです。

この4点の事由を受けて、一般競争に比べ発注までの日数が少なくてすむ指名競争を活用し、発注までの期間短縮を図るということが、この規定の趣旨であると考えているところです。

この特例規定を適用し発注した案件について、指名競争を活用した理由及び発注までの事務スケジュールを確認させていただいた結果、「公示用設計書の公表時期の検討」及び「事後審査の活用」等の検討により、一般競争入札によっても日数に大幅に差が出ないと想定される案件があったことから、指摘をしております。

なお、指名競争とした理由については、おのこの記載しておりますが、発注時期の前倒しも後送しも困難であり、「発注時期に制約のある工事」として妥当と判断されるものとなっております。

次に6ページ目です。指摘事項の3点目以降については、発注に携わっている職員の意識改革といえますか、意識のあり方を目的として、指摘をさせていただいたところです。

「指名選考方針の整備について」を3点目の指摘といたしました。

各発注機関における「指名選考に当たっての方針の策定及び公表」については、入札の課程における透明性を確保する観点から、平成16年3月に入札監視委員会から意見具申しした事項の一つです。この具申を受け、発注3部通達において義務づけをされたところです。

今年度の調査において、旭川土木現業所の指名選考方針を確認させていただきましたが、方針と実際の絞り込みの基準に相違があったことから、指摘をさせていただきました。

発注の現場におられる職員の皆さんにとっては、一般競争の拡大、電子入札の実施等多忙な日々を送られていることとは思いますが、これを機会に、指名選考方針の公表とこれと併せ行う指名選考過程の契約後の公表、このことによって、広く一般の監視を受け、公平性・透明性そして客観性を確保していくといった基本理念を念頭に置いていただきたい。と思う次第です。

次に4点目の指摘事項です。

「簡易型総合評価方式適用工事等の選定方法について」です。

簡易型総合評価方式の試行における実施件数の拡大については、発注側からの自然発生

的なものではなく、本庁主導で件数が確保されていることは、一定程度理解しており、今回の指摘についても、制度そのものあるいは手法に対するものではありません。

発注に当たっては、試行の取扱いに定められた「目的」及び「対象工事」を十分に理解した上で、事務を進めていただきたいということでございます。

水産土木工事における施工環境監理者の配置要件を付した工事についても、同様です。

インセンティブの付与、入札参加要件の制限いわゆるハードルを上げる。といったことについては、当然ながら説明責任が発生するところであります。

このことから、品質確保の検証についても、国の動向もあり難しい問題であるとは思いますが、検討をしていただきたい。と考えるところです。

現地調査結果については、以上のとおりです。

(委員長)

ただ今事務局から説明のありましたとおり、今回の現地調査を踏まえて、4点の項目について指摘をさせていただきました。

1点目は、特定JVに係る構成員の資格要件についてです。

このことについては、「建設工事共同企業体運用基準」により規定されているところですが、今回調査した中で運用基準どおりに要件設定されていない事例が、2土現：計4件ありました。

特定JV構成員における同種同規模の施工実績は、公共工事においてリスク分散を目的として設定されているものと理解しておりますが、基準の運用について徹底されるよう周知をお願いしたいと思います。

また、同じ発注機関の別案件において、基準どおりに要件設定された事例も見られたことから、競争性の確保等の観点から運用基準の要件設定が過度に高いものとなっている場合は、当該運用基準の見直しについても検討をしていただきたいと思います。

2点目は、予定価格が1千万円以上の指名競争入札適用工事についてです。

当該工事は、平成20年度、発注3部において、97件、工事における指名競争入札のほぼ1割を占める割合で執行されたところですが、この執行理由について、制限付一般競争入札実施要領の運用に定められたものとなっているか。確認をさせていただいたものです。

この件に関し、指名競争の執行理由の整理については、各機関とも行われておりましたが、制限付一般競争入札との執行日数の比較において、一部に発注日数短縮の余地があると判断されるものがあつたことから、指摘をさせていただきました。

予定価格が1千万円以上の工事に係る指名競争入札の執行にあたっては、多角的な検討を行った上で執行されるようお願いしたいと思います。

また、指名競争入札によることができるとする事例の2番目「本道の気象条件を考慮した適期

施工に配慮しなければならない工事」については、上川支庁における現地調査において、担当委員から質問をさせていただいたところですが、その際の回答が判然としなかった部分もございますことから、具体的に説明をお願いしたいと思います。

(建設部)

一般競争入札対象工事の特例として、指名競争入札によることができるもののうち「本道の気象条件を考慮した適期施工に配慮しなければならない工事」についてのご質問でございます。予定価格1千万円以上の工事において、指名競争入札を適用する場合については、資料に記載のとおり、災害など緊急を要する工事、それから、お話にあった本道の気象条件を考慮した適期施工に配慮しなければならない工事、発注時期に制約のある工事、その他特別な事情がある場合について、指名競争入札によることができるとしております。

このうち、「本道の気象条件を考慮した適期施工に配慮しなければならない工事」について、土木現業所で発注する工事では、例えば、漁港の浚渫工事^{しゅんせつ}といったような海上の静穏、凧の状態の時に行う工事、船舶を用いた工事の場合については、この気象条件という規定を用いて指名競争入札に付しているところです。これ以外は、特に適用しているものはありません。

(委員長)

ただ今の建設部の説明に関して、質問等は、ございませんでしょうか。

(委員)

雪が降る前に行ってしまいたいという工事は、気象条件には入っているのでしょうか。

漁港、船舶ということをお聞きしましたが、通常、陸の工事で、雪が深くなる前に実施してしまいたいという工事は無いのですか。あまり、雪は関係なく工事を行っているのでしょうか。

(建設部)

陸上の道路工事においては、例えば張り芝というのはございますけれども、この場合は、仮に張り芝を行っても、冬を迎えてしまうと定着するかどうか分からないということで、この場合は、繰越措置をした上で、翌年度雪解け後の4月5月に施工する等の措置を行っております。基本的に道路工事の場合においては、本道の気象条件を考慮したという要件は、あまり考えられない。

仮に雪が深くなっても、除雪をした上で施工をするということでもって、対応できます。

(委員)

冬の道路工事の場合、除雪の分、工事費が高くなるというのは、あるのでしょうか。

(建設部)

冬期施工の部分について、増額でもって対応しております。

(委員)

増額を避けるために、施工時期を早めるというのは、行われないのでしょうか。

(建設部)

なるべく早める計画で行っているのですが、どうしても冬にかかるものがでてしまう。

(委員)

早めるために気象条件を適用して指名競争入札で発注するといった方法は、とられていないということですか。

(建設部)

それはありません。

(委員長)

他にございませんでしょうか。

それでは、指摘事項の3点目です。

指名選考方針の整備についてですが、旭川土現における指名選考方針について、実際の指名選考における過程との間に不整合があったものです。

本件は、所属において、指名選考方針を見直し、所定の手続きを経て改正を行っていたければ、事務处理的には終わる案件であると思われませんが、これを機会に事務処理方法について見直していただくために取り上げたものです。

当該所属からは、調査の際、平成16年以降指名選考方針の変更がない旨の報告を受けましたが、選考方針及び選考過程につきましては、適正化法を踏まえ、通達において公表が義務づけられているものであることから、指名選考委員会等においては、機会あるごとに選考方針の再確認をしていただいくことも検討願います。

最後の4点目は、簡易型総合評価方式適用工事の選定についてです。

指摘・検討事項の中でも触れましたが、試行期間とはいえ、対象工事の選定理由は対外的な説明が必要と思われるので、工事品質の検証方法と併せて検討をしてください。

以上4点につきまして指摘事項をあげさせていただきましたが、担当部から検討の方向性などについてございましたら、ご説明願います。

(建設部)

現地調査結果4ページの旭川土木現業所の特定JVに係る構成員の資格要件の関係についてです。今回、旭川土木現業所において、構成員がいずれかの同種同規模の施工実績を有することで、運用基準に定める要件を満たすものとしていたところでございますけれども、ご指摘のとおりこの解釈は誤りであると考えております。これから、構成員の資格要件の適切な運用について、指導して参りたい。なお、他の土木現業所では、旭川のような考え方で要件設定は行っていないということを確認しております。

また、小樽土木現業所の案件についてですが、先程来から運用基準についての話をされておりますけれども、本件の共同企業体の活用にあたっては、運用基準に基づいておりまして、その中で構成員の要件として、過去 10 年間に発注工事と同種で、かつ、おおむね同規模の工事の元請けとしての施工実績があることについては、構成員が 3 社の場合 2 社以上が要件を満たすこととすることができるとなっております。

今回、小樽土木現業所のトンネル工事の発注にあたっては、これまで施工実績のない道内企業にも当該工事の施工を通じてトンネル工事に関する技術力の向上及び新規参入等受注機会の拡大を図るため、知事承認手続を経て施工実績の要件を緩和し、構成員の 1 社以上が元請として施工した実績を有することとした取扱いをしております。

次に 5 ページの入札方法の検討についてですが、指名競争入札と制限付一般競争入札との執行日数の比較において、一部に発注日数短縮の余地が判断されるものがあったということで、1 千万円以上の工事に関わる指名競争入札の執行にあたっては、より多角的な検討を行った上で、執行することということの指摘であります。

今回予定価格 1 千万円以上の工事における指名競争入札の執行について、災害など緊急を要する工事については、突発的に工事の実施が必要になることや地域住民の安全の確保などといった観点から、その必要性は、非常に高いところでありますが、今回の指摘を踏まえまして、指名競争入札の扱いについては、適切な入札方式を決定するよう指導して参りたいと考えております。

次に 6 ページ目の旭川土木現業所の指名選考方針についてです。これは、大変申し訳ないところでございますけれども、指名選考にあたっての方針については、私ども建設部において、平成 16 年 6 月に土木現業所の標準的な選考方針を定め、これに基づき各土木現業所において、作成しているところでございますが、今回、旭川土木現業所において、土木現業所が定めた選考方針にない選考基準である履行成績を用いて選考を行ってきたところですが、この部分については、明らかに誤りでございます。旭川土木現業所については、速やかに改正の手続を進めるよう指示したところでございます。本日付で、改善をしたということで報告を受けております。

(水産林務部)

ご指摘の 4 点目でございますけれども、総合評価方式の選定方法についてです。

総合評価方式の試行は、工事の品質を確保することを目的に、企業の技術力と価格とを総合的に評価することにより、入札参加者から当該工事を施工するのに最もふさわしい者を選定することを目的に行っているものでございます。現在、道が公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき実施している総合評価方式の試行には、公共工事の特性に応じて、簡易型、標準型があり、今回ご指摘の工事は簡易型を採用しているところでございます。

簡易型を採用した理由につきましては、当該工事が技術的な工夫の余地が小さく標準的な工法により実施するものであるが、企業の施工能力の客観的指標となる工事施行成績や品質マネジメントシステムの取得状況、配置予定技術者の資格などを評価項目として、工事の品質を確保することを目的に、簡易型総合評価方式を採用したところです。

道の採用している総合評価方式は、おおむね 2,500 万円以上の工事を対象としているところであり、いずれは、その全てを対象として工事特性に応じて、簡易型、標準型のタイプ別に実施することも想定されております。現在、総合評価方式の実効について検証を進めながら、必要な制度の改正を並行して進めているところであり、対象となる工事の一部での試行としているところです。

今回ご指摘の件は、対象とすべきでない工事を選定したのではなく、対象となる工事の中から選定したものであります。また、施工環境監理者の配置の件につきましても、水産庁が配置を奨励していることもあり、この件に関しても対象とすべきでない工事を選定したのではなく、対象となる工事の中から選定したものであります。

委員のご指摘のとおり、試行とはいえ、対外的にも選定理由の整理が必要であり、施工箇所の選定理由の整理などについての関係機関への周知が部としても不足していたものと反省しているところです。

今後は、説明責任を果たす上でも誤解が生じないように、あらためて総合評価方式などの試行の趣旨や制度の内容について周知・徹底を図って参りたいと考えております。

最後に、総合評価適用工事に係る品質確保の検証についてですが、総合評価方式のタイプによっては、評価の対象とするため技術提案や品質管理などについて提出を求め、内容を審査し施工が計画どおりに履行されているかを検証し、違いがあった場合はペナルティを科すなど通常の工事とは違う形で検証を行っているところであります。

今回は、過去の実績を客観的に評価する方式であり、品質管理などの具体の提案は求めている。工事の品質やでき形確認は通常の工事と同様であるが、工事の品質確認は通常の工事であっても、工事関係書類、現地検査におけるでき形確認などにより必要な品質の確認は行われているものと考えております。

また、必要があれば、抽出検査の箇所数を増やすなどにより、きめ細やかな検証も可能であることから、現在のところ、新たな検証を取り入れる予定はありません。

(委員長)

それでは、今のご説明等を含めて、ご質問等ございませんでしょうか。

(委員)

1 番目の特定 JV の活用についての小樽土木現業所の案件ですが、今回は受注機会を増やすために 1 社以上が元請としての施工実績を有することとしたとのことですが、今後は、

2社以上に施工実績を求めるのでしょうか。それとも、受注機会を増やすということで、1社以上という要件設定とするのでしょうか。

(建設部)

要件緩和の関係ですけれども、ご存じのとおりトンネル工事は専門の技術力を必要とするところがございます。ただ、近年、道においては、年間1～2件程度とトンネル工事そのものの発注が少ない状況にあります。このため、トンネル工事への参加企業が限定されている状況にありまして、場合によっては、道内企業によるトンネル工事に関する技術力の継承が非常に難しくなるのかなということも予想される状況にあります。

今後も公共事業縮減など道内建設業を取り巻く状況は、大変厳しいものがありますけれども、トンネル工事に関する経験の少ない道内企業の技術力の向上を図って、また、道内企業がトンネル工事に参加する機会の拡大をするために今回行ったわけですけれども、今後も工事内容であるとか道内建設業を取り巻く経営環境などを考えながら、品質確保と企業育成の観点から総合的に判断して参りたいと考えております。

(委員)

それは、運用基準から多少はずれることとなるのでしょうか。あくまで基準であって、特に問題ないとか。若しくは、特別な理由がある場合にあってはこの限りではないとか。といった規定があれば、参加機会を増やすということから、問題はないと思うのですけれども。運用基準との関係ではいかがでしょうか。

(建設部)

運用基準の中では、雑則になりますけれども、運用基準により難しい特別な事由があるときは、その都度知事の承認を得て別段の定めをすることができる。という規定があります。これを用いて、今回、1社以上の実績があるという要件を付したところです。それを根拠として事務処理を行ったものであります。

先程も申し上げましたとおり、今後も工事内容であるとか全体的な建設業を取り巻く環境などを考えまして、適切に対応して参らなければならないと考えております。

(委員)

知事に申し出て、今回行ったということですか。

(建設部)

手続を申し上げますと、小樽土木現業所は、後志支庁の組織の中にありますので、後志支庁長から進達を受けて、それを建設部で決裁をして、承認したということです。

(委員)

支庁から知事あてにということですか。わかりました。

もう1点確認ですが、3番目の指名選考方針の整備について、旭川土木現業所の指名選

考方針を改訂したということですが、それは、履行成績を方針の中に追加したということ
でよろしいでしょうか。

(建設部)

はい。大変申し訳ない話なのですが、部の通達を出したときに、各土木現業所に対して
ひな形を送っております。それをそのまま使っていただければよかったのですが、
打ち直しをした際に、履行成績の項目が落ちてしまったということです。こういう単純な
ミスですが、それには気づかず適用していたということです。

(委員)

他の土木現業所では、すでに指名選考方針に含まれているのですか。

(建設部)

はい。含まれております。

(委員長)

他にございませんでしょうか。

それでは、現地調査結果については、以上で終わります。

本日の議事につきましては、以上で全て終了したわけでございますけれども、次回、第3
回委員会における抽出審議案件の抽出につきましては、肥前委員にお願いしたいと思
いますが、いかがでしょうか。

それでは、次回の抽出審議案件の抽出は、肥前委員にお願いしたいと思
います。

以上で、本日の委員会は終了いたしますけれども、事務局の方から、何かございませ
んでしょうか。

(事務局)

次回委員会は12月下旬ということで今のところ考えておりますが、具体的な日程につ
きましては、あらためて調整させていただきますので、よろしく申し上げます。

(委員長)

それでは、これで本日の委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

(一同)

お疲れ様でした。